

# 農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成29年9月30日  
令和3年10月29日改定  
西都市農業委員会

## 第1. 西都市の農業の現状及び展開・生産方向等基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として位置づけられた。

本市における農業の状況は、暖地の特性を生かした施設野菜、露地野菜、特用作物、畜産物と稲作を組み合わせた複合経営で、稲作のほとんどは超早場米の早期水稻である。園芸作物は、ピーマン、きゅうり、にら等の施設園芸を中心にした作物が多く、本県を代表する食料供給基地として貢献しているところである。

近年、農畜産物への安全性、新鮮さ、簡便性、グルメ志向を反映した高級食材への志向等、消費者ニーズが多様化しているが、今後、この傾向は一層強まると予想される。

また、国際化の進展や円高等の影響で、輸入農畜産物も増大し国内外との産地間競争は益々厳しさを増している。

このような中で、本市農業の振興を図っていくためには、経営基盤を整備して一層のコストダウンを図り国際競争力を強化するとともに、国内的には、変化する消費ニーズを的確に把握し、それを生産面にフィードバックするシステムを強化し、消費者志向型農業を確立するとともに、農畜産物の尚一層のイメージアップを図り、ブランドを確立することが必要である。

水稻については、全国的に良質米の早進化が進んでいる中で、本市の早期米も「宮崎コシヒカリ」として一層の早進化を図るほか、新品種の導入による収穫期間の延長を図るとともに、作付けの集団化、共同作業による機械の高度利用、農作業の受委託の推進等を図り、高品位安定生産及び低コスト化に努める。

野菜については、本市農業の基幹作目であり、消費者ニーズに合った高品質野菜の生産に努め、施設の省力化、農作業の機械化を図り、低コスト化に努める。

畜産については、輸入自由化実施後は、大変厳しい状況にあり、農協をはじめ農業団体、関係機関等と畜産農家の国際化に対応する意識並びに体制づくり等を進める。

果樹については、優良品種の導入を進め、労働力分散による品質維持及び販売拡大を図る。また、消費者・実需者ニーズに応えるため、品質保証できる生産・出荷体制を強化する。さらに、南国宮崎のイメージアップのため、亜熱帯果樹の“マンゴー”“きんかん”等の産地確立を図るとともに高品位平準化に努める。

今後は、これらの各農畜産物において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

本市は、中核都市の宮崎市とは 25 km、約 30 分の位置にあるが、大消費者と遠隔な立地条件にあるため、流通基盤の整備を図り、整備が進められている高速交通網などに対応した輸送体系の確立を図るとともに、量販店や産直インターネットなどの販売体制の多様化にも対応した総合的な販売戦略の確立を目指す。

農業構造については、隣接する宮崎市や他産業への労働力の流出が進み、農家戸数が年々減少している。この 10 年間（平成 22 年から令和 2 年）に減少した農家戸数は、838 戸（37%）であり、大幅な減少を示している。

今後もこの傾向は一層進むと予想され、農家は優れた経営管理能力と高い技術力等を備えた、企業的感觉を持つ企業の先進農家、兼業を持ち農業も行う自作兼業農家、農業は生きがいや趣味である自給農家、農地の所有権は持つが農業は行わない農地提供者に大きく分かれ、階層分化が更に進むものと思われる。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるように、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、将来にわたって地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体（以下、「認定農業者等」という。）を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者 1 人当たり 370 万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者 1 人当たり 2,000 時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

以上のような観点から地域の強みを生かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう西都市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和 5 年度を目標とし、農業委員、推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 農家数、農地等の概要

### (1) 総人口

(単位：人)

区分 年次	総数	男	女	16才 未満	16～ 29才	30～ 49才	50～ 59才	60～ 69才	70才 以上	不詳
1990	37,218	17,546	19,672	7,804	5,403	9,963	5,108	4,700	4,240	—
1995	36,331	17,150	19,181	6,668	5,292	9,621	4,590	5,201	4,959	—
2000	35,381	16,694	18,687	5,813	5,000	8,508	5,007	4,828	6,225	—
2005	34,087	16,124	17,963	5,095	4,546	7,503	5,480	4,508	6,955	—
2010	32,614	15,394	17,220	4,681	3,842	6,873	4,802	4,885	7,527	4
2015	30,683	14,395	16,288	4,141	3,167	6,312	3,973	5,294	7,755	41
2020	28,643	13,431	15,212	—	—	—	—	—	—	—

(資料：国勢調査)

### (2) 専業兼業別農家数

(単位：戸)

区分 年次	総戸数	農家数	専業	兼業			自給的農 家
				計	第1種	第2種	
1990	11,514	3,294	1,254	1,600	663	937	440
1995	11,866	2,944	1,130	1,428	629	799	386
2000	12,201	2,720	1,022	1,297	548	749	401
2005	12,358	2,504	958	1,096	464	632	450
2010	12,190	2,255	969	837	356	481	449
2015	12,173	1,958	898	652	263	389	408
2020	11,786	1,417	—	—	—	—	—

※ 家族農業経営のみ。

※ 2020センサスより、専兼業別の分類調査項目なし。

(資料：農林業センサス)

### (3) 農家人口

(単位：人)

区分 年次	総数	男	女	15才 未満	15～ 29才	30～ 49才	50～ 59才	60～ 69才	70才 以上
1990	14,215	6,960	7,255	2,501	2,190	3,390	2,242	2,090	1,802
1995	12,470	6,112	6,358	1,877	1,836	3,080	1,685	2,149	1,843
2000	9,963	4,887	5,076	1,350	1,526	2,273	1,249	1,637	1,928
2005	8,372	4,128	4,244	908	1,250	1,670	1,272	1,297	1,975
2010	6,821	3,392	3,429	624	879	1,213	1,098	1,099	1,908
2015	5,499	2,814	2,685	493	582	935	837	1,068	1,584
2020	3,678	1,860	1,818	319	298	638	487	801	1,135

※ 家族農業経営のみ。調査内容変更により、1995年以前は総農家人口、2000年以降は販売農家人口、2020年は個人経営体人口。

(資料：農林業センサス)

## (4) 就業状態別農家人口

(単位：人)

区分 年次	15才以上 人口	農業専業 者数	農業収入(主) + その他の仕事(従)	その他の仕事(主) + 農業収入(従)	その他
1990	11,557	6,332	282	2,508	2,435
1995	10,593	5,647	245	2,167	2,534
2000	8,613	5,023	189	1,501	1,900
2005	7,464	4,066	531	1,129	1,738
2010	6,197	3,623		1,322	1,252
2015	5,006	3,186		958	862

※家族農業経営のみ。調査内容変更により、1995年以前は総農家人口及び16才以上(15才除外)、2000年以降は販売農家人口及び15才以上。2010センサスより調査項目の変更により、農業専業者数+農業収入(主)+その他の仕事(従)の区別なし。

※2020センサスより、調査項目なし。

(資料：農林業センサス)

## (5) 経営耕地面積

(単位：ha)

区分 年次	総面積	田	畑	樹園地				1戸当たり 平均耕地面積
				果樹園	茶園	桑畑	その他	
1990	4,167	2,663	1,281	112	58	46	7	1.27
1995	3,966	2,585	1,223	87	63	5	3	1.35
2000	3,771	2,444	1,176	77	69	0	6	1.39
2005	3,597	2,312	1,131	154				1.44
2010	3,503	2,248	1,140	115				1.55
2015	3,286	2,162	1,016	109				1.68
2020	2,751	1,537	1,156	58				1.94

※家族農業経営のみ。調査内容変更により、1995年以前は総農家、2000年以降は販売農家、2020年は総農家についてのもの。2005年から樹園地の各区分は廃止となった。また、各項目を四捨五入しているため、その総和は総面積と必ずしも一致しない。

(資料：農林業センサス)

## (6) 経営規模別農家数

(単位：戸)

区分 年次	総数	0.5 ha未満	0.5~1.0 ha	1.0~2.0 ha	2.0~3.0 ha	3.0 ha以上	例外規定
1990	2,854	361	737	1,043	432	227	54
1995	2,558	300	647	920	393	263	35
2000	2,319	281	560	806	351	296	25
2005	2,054	232	456	707	296	334	29
2010	1,806	177	388	606	281	332	22
2015	1,550	145	291	528	251	315	20
2020	1,155	78	223	351	202	250	51

※家族農業経営のみ。2020年は農業経営体についてのもの。「例外規定」は、経営耕地面積30a未満かつ年間農産物販売金額50万円以上の農家。

(資料：農林業センサス)

## (7) 農業生産額の推移

(単位：百万円)

区分 年次	生産総額	普通作物	園芸作物	果樹	特用作物 花き	畜産物	その他
2010	15,695	1,635	7,938	715	1,141	4,144	122
2011	17,139	1,775	7,898	693	995	5,642	136
2012	18,775	2,018	8,526	685	645	6,686	126
2013	19,083	2,205	8,517	744	619	6,871	128
2014	19,781	1,243	8,892	680	639	8,199	129
2015	22,720	1,193	8,738	714	552	11,301	132
2016	24,350	1,120	8,980	720	583	12,842	127
2017	23,602	1,131	9,372	680	663	11,632	124
2018	23,210	1,090	8,289	709	635	12,366	120
2019	22,932	1,114	8,574	691	386	12,033	134
2020	22,492	1,132	9,069	744	339	11,103	105

※各作目で四捨五入しているため、その総和は「生産総額」と必ずしも一致しない。特用林産物（シイタケ、たけのこ、サカキ等）除く。「その他」は養魚。  
(資料：農政課)

## (8) 販売金額別農家戸数

(単位：戸)

区分 年次	総数	販売 なし	100 万円以下	100～300 万円	300～500 万円	500～1000 万円	1000 万円以上
1990	2,854	173	769	558	232	563	559
1995	2,558	165	636	418	183	387	769
2000	2,319	198	580	322	151	396	672
2005	2,054	194	376	306	130	298	750
2010	1,806	99	435	263	116	258	635
2015	1,550	87	351	196	114	237	565
2020	1,155	83	176	132	94	208	462

※家族農業経営のみ。2020年は農業経営体についてのもの。(資料：農林業センサス)

## (9) 年代別経営者数

(単位：人・%)

区分 年次	30才未満		30代		40代		50代		60才以上		合計	
1990	17	0.5	416	12.6	741	22.5	1,130	34.3	990	30.1	3,294	100.0
1995	4	0.1	241	8.2	769	26.1	805	27.3	1,125	38.3	2,944	100.0
2000	4	0.2	123	5.3	500	21.6	594	25.6	1,098	47.3	2,319	100.0
2005	6	0.3	61	3	348	16.9	607	29.6	1,032	50.2	2,054	100.0
2010	2	0.1	45	2.5	217	12.0	484	26.8	1,058	58.6	1,806	100.0
2015	4	0.3	48	3.1	146	9.4	371	23.9	981	63.3	1,550	100.0
2020	0	0.0	48	4.2	135	11.7	223	19.3	749	64.8	1,155	100.0

※家族農業経営のみ。調査内容変更により、1995年以前は総農家、2000年以降は販売農家、2020年は農業経営体についてのもの。(資料：農林業センサス)

## (10) 年代別就業人口

(単位：人・%)

区分 年次	15～19才		20～29才		30～39才		40～49才		50～59才	
	1980	206	2.7	725	9.5	1,091	14.3	1,653	21.6	1,792
1985	145	2.0	646	8.7	1,060	14.3	1,301	17.6	1,888	25.6
1990	112	1.7	427	6.5	919	13.9	1,001	15.1	1,541	23.3
1995	125	2.1	229	3.9	658	11.2	942	16.0	1,158	19.7
2000	148	2.8	205	3.9	443	8.5	798	15.3	890	17.1
2005	80	1.7	162	3.5	310	6.7	643	13.9	891	19.3
2010	48	1.2	147	3.6	265	6.5	434	10.7	756	18.7
2015	20	0.6	80	2.4	237	7.1	328	9.8	587	17.5
2020	21	0.7	74	2.7	200	7.3	295	10.8	444	16.2

区分 年次	60～69才		70才以上		合計		60才以上が
	1980	1,400	18.3	772	10.1	7,639	
1985	1,493	20.2	857	11.6	7,390	100.0	31.8%
1990	1,688	25.5	926	14.0	6,614	100.0	39.5%
1995	1,726	29.2	1,054	17.9	5,892	100.0	47.2%
2000	1,398	26.9	1,330	25.5	5,212	100.0	52.3%
2005	1,099	23.8	1,429	31.1	4,614	100.0	54.8%
2010	925	22.8	1,480	36.5	4,055	100.0	59.3%
2015	884	26.3	1,220	36.3	3,356	100.0	62.7%
2020	760	27.7	950	34.6	2,744	100.0	62.3%

※家族農業経営のみ。調査内容変更により、1995年以前は総農家人口及び16才以上(15才除外)、2000年以降は販売農家人口及び15才以上。

2020年は個人経営体。

(資料：農林業センサス)

## (11) 新規就農者 (単位：人)

区分 年次	人数
2011	23
2012	17
2013	13
2014	12
2015	5
2016	7
2017	12
2018	10
2019	17
2020	11

※宮崎県新規就農者就農状況等調査による。

## (12) 耕作放棄地のある農家数及び面積

(単位：戸・a)

区分 年次	田		畑		樹園地		計	
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
1990	214	3,056	181	3,411	36	1,538	392	8,005
1995	229	3,833	182	3,894	18	1,136	390	8,863
2000	331	6,149	198	4,311	7	417	474	10,877
2005	319	6,373	155	3,529	11	529	441	10,431
2010	309	6,443	141	3,578	6	351	416	10,372
2015	283	6,330	130	3,413	8	186	378	9,929

※家族農業経営のみ。1995年以前は総農家、2000年以降は販売農家についてのもの。戸数は各区分間に重複があるため、その総和が計と一致しない。1985年の各項目数値は不明。

※2020センサスより、調査項目なし。

(資料：農林業センサス)

## 第2. 具体的な目標と推進方法

### 1. 荒廃農地の発生防止・解消について

#### (1) 荒廃農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	荒廃農地面積(B)	荒廃農地の割合(B/A)
当初 (平成27年12月)	4,010ha	49.2ha	1.21%
現状 (令和3年3月)	3,950ha	29.3ha	0.74%
目標 (令和6年3月)	4,000ha以下	37.4ha	1.00%以下

平成27年度の耕地面積は4,010ha、1号2号荒廃農地面積は49.2haとなっており荒廃農地率は1.21%である。令和5年度まで引き続き荒廃農地率を1%以下(37.4ha)にすることを目標とする。

#### (2) 荒廃農地の現状と課題

現状と課題としては、担い手の高齢化や後継者不足や耕作条件の悪い農地での新たな荒廃農地が発生している。また、不在地主、相続不明農地の増加により農地の有効利用を図る上で支障をきたしている。

#### (3) 荒廃農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地利用状況調査と利用意向調査の実施について

解消方法としては、農業委員、農地利用最適化推進委員、機構集積支援員、事務局職員で農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し調査の徹底を図る。その際には写真撮影を行い解消可能な農地と不可能な農地を色分けして地図を作成し、所有者には、調査後直ちに自主解消か利用権設定による貸借かか意思確認を行うとともに非農地判断も含めてA分類B分類の判断を行う。

また、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長名通知)に基づき管内全域を6地区に区切り、7月から8月にかけて調査日を決めて実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行うとともに利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### ② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

##### ③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④ 不在地主、相続不明農地について

利用調査を行った結果、農地の所有者等（所有者又は所有権以外の使用収益権者）が分からない場合（共有の農地の場合、過半の持ち分を有する者の所在が分からない時も含む）は、農業委員会は「その農地の所有者等を覚知できない旨」等を公示する。公示の日から6ヶ月以内に所有者等から申し出がない時は、農地中間管理機構にその旨を通知する。その後、農地中間管理機構は、通知から4ヶ月以内に、知事に対し、当該の農地の利用権設定について裁定を申請できる。

2. 農地等の利用の最適化の推進に関する基本的な方針

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者等）に対する農用地の利用の集積に関する目標に掲げる、これら認定農業者等を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として農地中間管理事業等を活用して、認定農業者等への面的集積の割合が高まるよう努める。
- 2 目標年度は令和5年度とする。
- 3 農地等の利用の最適化の推進を行う体制として農業委員16名及び農地利用最適化推進委員16名で連携して取り組むこととする。

3. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
当初 (平成27年12月)	4,010ha	2,678ha	66.8%
現状 (令和3年3月)	3,950ha	3,087ha	78.2%
目標 (令和6年3月)	4,000ha以下	3,208ha	80.0%以上

令和6年3月までの 目標面積の内訳	新規参入の個人、法人	新たな集落営農 組織8団体	認定農業者並びに既存の 農地所有適格法人（旧農業 生産法人）
530ha	4.5ha	240ha	285.5ha

1 平成27年度の農地面積は4,010ha、担い手への集積面積は2,678haとなっており農地集積率は66.8%である。令和5年度までに農地集積率を80%（3,208ha）にすることを目標とする。達成には530haの集積面積の確保が必要となる。目標内訳は上記のとおりとする。方法としては農地利用最適化推進委員と農業委員が連携を図り、積極的に現場に足を運び、農地所有者に理解を促し農地の出し手の堀り起こし活動を行い、農地中間管理事業を活用するなど利用権設定をして担い手への集積に努めていきたい。

また、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さ

らなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

- 2 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・関係団体との連携については、将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、市関係各課、西都農業協同組合、農業活性化センター、土地改良区及び担い手協議会等による連携体制を整備する。
- 3 地域並びに形態別の取り組みとしては、平坦部に位置する水田の圃場整備完了地区の早期水稲では、個別経営体の規模拡大を促すため、利用権設定等促進事業・委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業を重点的に実施することにより、農地流動化を推進するとともに、機械、施設の有効利用を図る。

水田と畑の混合地帯では、経営形態が個々の経営体で大きく異なるため、畑地の利用集積が集団的に図れるよう、農用地利用改善事業の実施を促進する事業を実施する。

畑地帯においては、畑かん事業により、水を使用した施設野菜栽培が導入され始めたのを機会に、集約的農業の普及を図るとともに農地の有効利用を図るため、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業の実施を促進する事業を重点的に実施、農用地利用集積が集団的に図られるよう努める。

山間地帯、中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、地域における話し合いによる合意形成を通じ、遊休農地の解消に努め、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で発生している遊休農地の解消に努める。

#### 担い手の育成確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
当初 (平成 28 年 4 月)	1,958 戸 (776 戸)	83 1 経営体	2 経営体	0 経営体	2 団体
現状 (令和 3 年 3 月)	1,417 戸	793 経営体	23 経営体	44 経営体	33 団体
目標 (令和 6 年 3 月)	1,657 戸 (758 戸)	791 経営体	8 経営体	0 経営体	10 団体

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 「人・農地プラン」の実質化について

農業委員会として、地域の人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置づけ、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の実質化に主体的に取り組む。

#### ② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の実質化、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

#### ③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の利用状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地所有者を確知することができない農地について

農地の所有者を確知することができない農地については、公示手続きを経て都道府県知事の裁定で利用権設定できる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

#### 4. 新規参入の促進について

##### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
当初 (平成28年4月)	5人 ( 2.5 ) ha	0法人 ( ) ha
現状 (令和3年3月)	6人 ( 1.1 ) ha	0法人 ( ) ha
目標 (令和6年3月)	8人 ( 4.0 ) ha	1法人 ( 0.5 ) ha

##### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組みとして、就農に向けた情報提供及び就農相談については、県農業委員会ネットワーク機構、就農促進の拠点である宮崎県青年農業者等育成センター（公益社団法人宮崎県農業振興公社）との連携のもと、児湯農林振興局、児湯農業改良普及センター、西都農業協同組合等との連携を図り、就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供を行い、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報の提供を行う。

②新規就農者へのフォローアップについて

就農後の営農指導等フォローアップについては、児湯農林振興局、西都農業協同組合等との連携を図り、農地の確保については、農地中間管理機構との連携を図るなど、農業者を取り巻く関係機関・団体が連携・協力し、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保するための取り組みを推進する。また、新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取り組みとして、就農後当分の間は、技術的な不安もあることから児湯農林振興局、児湯農業改良普及センター、西都農業協同組合等の連携・協力のもと定期的に巡回指導を行うとともに、早期に地域に根ざすためにもSAP会議や品目別の部会への加入を促していく。

③企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人的な役割を担う。

また、「人・農地プラン」の実質化の話し合いを通じ、地域農業の担い手として育成する体制を整備し、農業次世代人材投資資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。